

地域景観づくり協議会

東山区 祇園新橋景観づくり協議会

～意見交換の概要～

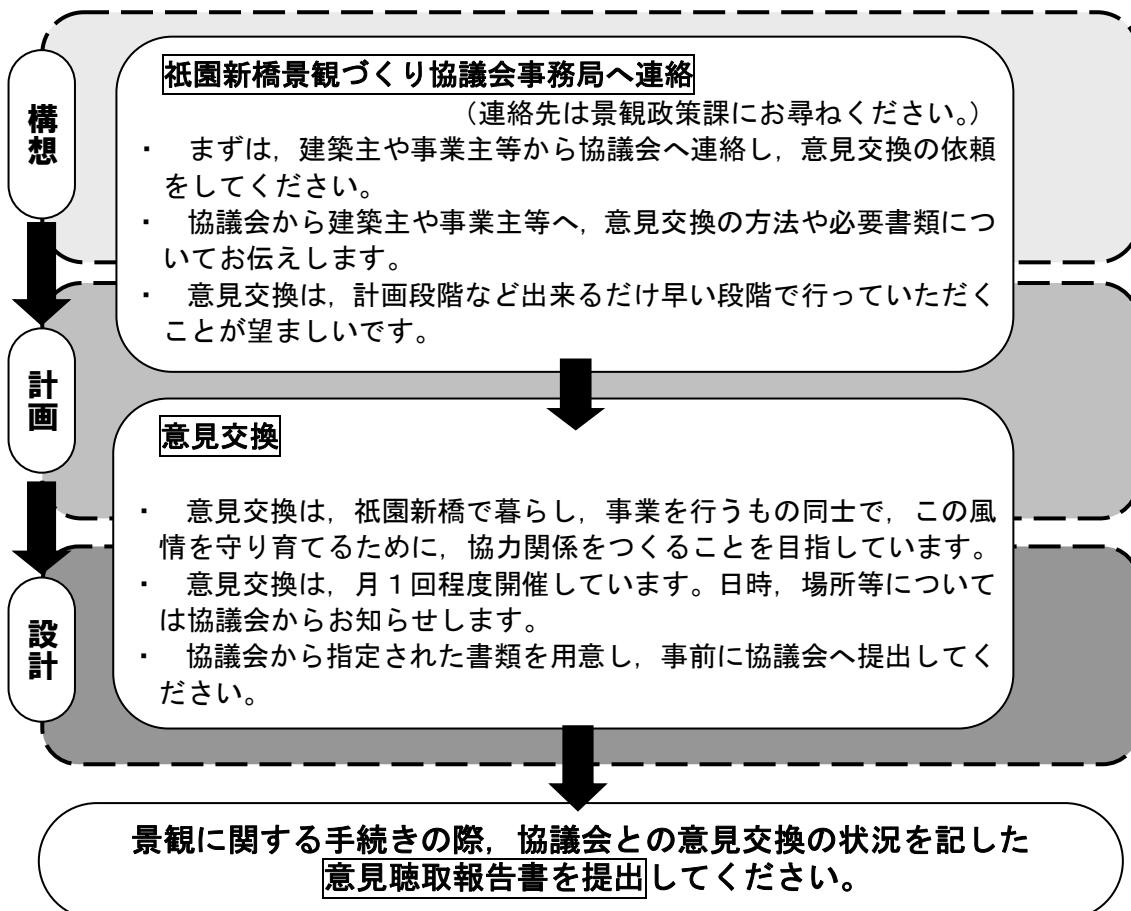
(1) 意見交換の対象となる範囲（地図は裏面）

京都市東山区元吉町、末吉町の一部、橋本町の一部、清本町の一部

(2) 意見交換の対象となる行為

- ① 建築物や工作物の新築、新設、増設、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- ② 屋外広告物等の掲出
- ③ 新たに営業行為を行う場合。業種・業態の変更を行う場合
- ④ その他、祇園新橋の風情に影響を与える行為

(3) 意見交換の方法



(4) 協議会の概要

祇園新橋は、洗練された町家が整然と建ち並び、美しい流れの白川や石畳、樹木などが一体となって優れた歴史的風致を形成しており、昭和51年に伝統的建造物群保存地区に指定されている地区です。

祇園新橋景観づくり協議会は、景観に関する建築行為等についての事前協議活動や催事等に係る活動等、地域的な共同活動を行うことにより、地域の景観づくりを進めることを目的として活動されています。

(5) 計画書の概要

地域景観づくり計画書では、祇園新橋を形づくる歴史的な町並み景観や地域まちづくり等を紹介するとともに、以下の4つの将来像と目標を掲げています。

- (1) 祇園新橋の文化の共有と継承
- (2) 伝統的な建造物の維持、保全
- (3) 品格ある建物の表構え
- (4) 祇園新橋の風情を味わう空間づくり

また、これらの将来像の実現に向け、「建物、工作物等」「屋外広告物等」「地域で商いを営む際のマナー」に対して、祇園新橋の町並みへの配慮事項を定めています。

ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000240574.html>)。



問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 TEL 075 - 222 - 3397